3　法第六十一条の九の三第四項に規定する法務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一　前項第一号イ又はロに掲げる者が、本邦にある外国人又はその法定代理人の依頼により当該外国人に代わつて別表第七の二の表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をする場合であつて、地方出入国在留管理局長において相当と認めるとき。

二　前号に規定する場合のほか、外国人が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら別表第七の二の表の上欄に掲げる行為をすることができない場合において、当該外国人の親族又は同居者若しくはこれに準ずる者で地方出入国在留管理局長が適当と認めるものが、本邦にある当該外国人に代わつて当該行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をするとき（当該外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合を除く。）。

［4・5　略］

（手数料納付書）

第六十一条　法第十九条の二十三第三項の規定による手数料の納付は、別記第八十三号の二様式による手数料納付書に、当該手数料の額に相当する収入印紙を貼つて提出することによつて行うものとする。

2　法第六十七条から第六十八条までの規定による手数料の納付は、別記第八十四号様式による手数料納付書に、当該手数料の額に相当する収入印紙を貼つて提出することによつて行うものとする。ただし、再入国許可の有効期間の延長の許可の記載又は難民旅行証明書の有効期間の延長の許可の記載を受ける者が手数料を納付する場合は、この限りでない。

（権限の委任）

第六十一条の二　法第六十九条の二第一項の規定により出入国在留管理庁長官に委任された次に掲げる法務大臣の権限は、同条第二項の規定により、地方出入国在留管理局長に委任する。ただし、法務大臣又は法務大臣の権限を委任された出入国在留管理庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　［略］

二　［略］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

三　法第十一条第一項から第三項までに規定する権限

四　［略］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

3　法第六十一条の九の三第四項に規定する法務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一　前項第一号イ又はロに掲げる者が、本邦にある外国人又はその法定代理人の依頼により当該外国人に代わつて別表第七の二の表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をする場合であつて、地方入国管理局長において相当と認めるとき。

二　前号に規定する場合のほか、外国人が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら別表第七の二の表の上欄に掲げる行為をすることができない場合において、当該外国人の親族又は同居者若しくはこれに準ずる者で地方入国管理局長が適当と認めるものが、本邦にある当該外国人に代わつて当該行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をするとき（当該外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合を除く。）。

［4・5　同上］

（手数料納付書）

第六十一条　法第六十七条から第六十八条までの規定による手数料の納付は、別記第八十四号様式による手数料納付書に、当該手数料の額に相当する収入印紙を貼つて提出することによつて行うものとする。ただし、再入国許可の有効期間の延長の許可の記載又は難民旅行証明書の有効期間の延長の許可の記載を受ける者が手数料を納付する場合は、この限りでない。

［項を加える。］

（権限の委任）

第六十一条の二　法第六十九条の二の規定により、次に掲げる法務大臣の権限は、地方入国管理局長に委任する。ただし、第一号、第一号の二の二、第二号から第三号の三まで、第五号の四、第八号、第十号から第十五号まで、第十七号及び第二十号に掲げる権限については、法務大臣が自ら行うことを妨げない。

一　［同上］

一の二　［同上］

一の二の二　法第九条第二項に規定する指定の権限

一の三　法第九条第八項に規定する権限

一の四　法第九条の二第一項、第三項、第五項及び第八項に規定する権限

二　法第十一条第三項に規定する権限

三　［同上］

三の二　法第十四条の二第一項に規定する指定の権限

三の三　法第十七条第一項に規定する指定の権限

四　法第十九条第二項及び第三項に規定する権限

五　法第十九条の二第一項に規定する権限

五の二　法第十九条の十三第二項に規定する権限

五の三　法第十九条の十五第一項から第四項までに規定する在留カードの返納を受ける権限

五の四　法第十九条の十九第一項に規定する権限